

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○道営土地改良事業計画の決定……………	(農業施設管理課)	85
○道営土地改良事業変更計画の決定……………	(農業施設管理課)	85
○土地改良区の定款の変更の認可……………	(農業施設管理課)	85
○土地改良事業計画の変更の認可……………	(農業施設管理課)	85
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………	(農業施設管理課)	86
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………	(治山課)	86
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	86
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	87
○森林法による通知に代える公示……………	(治山課)	87
○道路の区域の変更及び供用の開始……………	(維持管理防災課)	87
○道路の供用の開始……………	(維持管理防災課)	87
○土砂災害警戒区域の指定……………	(維持管理防災課)	88
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	(維持管理防災課)	91
○都市計画事業の認可……………	(都市環境課)	102
○都市計画事業の事業計画の変更の認可……………	(都市環境課)	103
道病院事業管理規程		
○北海道病院事業条例施行規程の一部を改正する規程……………		103
○北海道道立病院局財務規程の一部を改正する規程……………		103
道教育庁教育局告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (7 件)……………		104
道公安委員会告示		
○北海道公安委員会公印規程の一部を改正する規程……………		107
道方面公安委員会告示		
○北海道函館方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程……………		108
○北海道旭川方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程……………		108
○北海道釧路方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程……………		108
○北海道北見方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程……………		108
道警察本部告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………		108

告 示

北海道告示第224号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（余市川第2地区（農業用排水施設））事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、北海道後志総合振興局に備え置いて、令和2年3月30日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道を被告として（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）、当該計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年3月27日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第225号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（当麻東地区（区画整理、暗渠排水））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川総合振興局に備え置いて、令和2年3月30日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道を被告として（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年3月27日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第226号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和2年3月18日、秩父別土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年3月27日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第227号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、令和2年3月18日、渡島平野土地改良区の行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更を認可した。

この認可については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道を被告として（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年3月27日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第228号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。

令和2年3月27日

北海道知事 鈴木直道

てしおがわ土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就任	令和2.3.11	理事	我妻昌幸	名寄市風連町字日進1831番地4

大雪土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就任	令和2.3.14	監事	那須宏幸	上川郡比布町緑町3丁目1番15-201号

浦臼土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就任	令和2.3.14	理事	中川清美	樺戸郡浦臼町字ウラウシナイ171番地の12
同	同	同	土橋直生	同 浦臼町字浦臼内10番地の342
同	同	同	柴田勉	同 浦臼町字晩生内227番地の34
同	同	同	土肥雅彦	同 浦臼町字於札内221番地の2
同	同	同	位田勝	同 浦臼町字オサツナイ288番地の8
同	同	同	古橋優一	同 浦臼町字晩生内228番地の202
同	同	監事	向井一成	同 浦臼町字ウラウシナイ179番地の267
同	同	同	名古屋明男	同 浦臼町字於札内671番地の79
退任	令和2.3.13	理事	藤澤龍彦	樺戸郡浦臼町字於札内224番地の2
同	同	同	中川清美	同 浦臼町字ウラウシナイ171番地の12
同	同	同	三宮憲一	同 浦臼町字晩生内228番地の268
同	同	同	若木馨	同 浦臼町字於札内320番地の25
同	同	同	柴田勉	同 浦臼町字晩生内227番地の34
同	同	同	土橋直生	同 浦臼町字浦臼内10番地の342

同	同	監事	宮野和孝	同 浦臼町字キナウスナイ188番地の375
同	同	同	向井一成	同 浦臼町字ウラウシナイ179番地の267

北海道告示第229号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和2年3月27日

北海道知事 鈴木直道

1(1) 保安林予定森林の所在場所 勇払郡厚真町字高丘153の1・字宇隆186（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 水源の涵養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字宇隆186（次の図に示す部分に限る。）、字高丘153の1

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 勇払郡厚真町字東和159の1・160・568の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第230号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業

要件を変更する予定である。

令和2年3月27日

北海道知事 鈴木直道

- 1 指定施業要件変更予定保安林 留萌市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道留萌振興局産業振興部林務課及び留萌市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第231号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

令和2年3月27日

北海道知事 鈴木直道

- 1 指定施業要件変更予定保安林 三笠市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
三笠市（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部

林務局治山課及び三笠市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第232号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を幕別町役場の掲示場に掲示した。

令和2年3月27日

北海道知事 鈴木直道

- 1 通知の内容 令和2年北海道告示第193号
- 2 所在が不明な者 福澤 ひとみ

北海道告示第233号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月27日

北海道知事 鈴木直道

1 道路の種類	道道				
2 路線名	上士幌音更線				
3 道路の区域					
区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
河東郡音更町字下士幌北8線東47番1地先から 同郡音更町字下士幌北6線東44番2地先まで		前	14.36mから 38.88mまで	1,425.19m	—
		前	17.71mから 38.88mまで	1,424.38m	—
		後	16.56mから 38.88mまで	1,424.38m	—

北海道告示第234号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の縦覧場所に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月27日

北海道知事 鈴木直道

路線名及び縦覧場所	供用開始の区間	供用開始の期日	
道道 夕張岩見沢線 北海道空知総合振興局 札幌建設管理部	岩見沢市栗沢町万字大平25番1地先から 同市毛陽町489番地先まで	令和 2. 3.27	(2) 土砂災害警戒区域の表示 古宇郡泊村大字泊村（次の図のとおり）
道道 江別長沼線 北海道空知総合振興局 札幌建設管理部	江別市上江別東町45番2地先から 同市東光町99番5地先まで	令和 2. 3.28 午後1時	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
道道 船泊港利礼公園線 北海道宗谷総合振興局 稚内建設管理部	礼文郡礼文町大字船泊村字ヤンベヲマナイ2番1地先から 同郡礼文町大字船泊村字レタリヲタ618番1地先（国有未 開地）まで	令和 2. 3.27	5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 泊の沢（Ⅰ－14－0170） (2) 土砂災害警戒区域の表示 古宇郡泊村大字泊村（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
北海道告示第235号			6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 柏木（Ⅰ－39－104） (2) 土砂災害警戒区域の表示 古宇郡泊村大字堀株村、岩内郡共和町宮丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。			7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 国富鉱山（Ⅰ－42－107） (2) 土砂災害警戒区域の表示 岩内郡共和町国富（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り
令和2年3月27日			8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 ワイス温泉（Ⅰ－43－108） (2) 土砂災害警戒区域の表示 岩内郡共和町ワイス（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り
北海道知事 鈴木直道			9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 セトセ川（Ⅱ－14－0260） (2) 土砂災害警戒区域の表示 岩内郡共和町国富（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 泊泊村9（Ⅰ－1－386－923）			10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
(2) 土砂災害警戒区域の表示 古宇郡泊村大字泊村（次の図のとおり）			
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊			
2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 泊泊村17（Ⅰ－1－389－926）			
(2) 土砂災害警戒区域の表示 古宇郡泊村大字茅沼村（次の図のとおり）			
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊			
3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 泊泊村18（Ⅰ－1－390－927）			
(2) 土砂災害警戒区域の表示 古宇郡泊村大字茅沼村（次の図のとおり）			
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊			
4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 泊泊村12（Ⅱ－1－153－706）			

珊内川（１－３２－９７） (2) 土砂災害警戒区域の表示 古宇郡神恵内村大字珊内村字越路、字大川、字キハチノ沢、字元村、字山ノ上（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 滝の湯（１－３６－１０１） (2) 土砂災害警戒区域の表示 古宇郡神恵内村大字神恵内村、字ハンケベツ、字小川、字冷水、字ヤエダウス、字ホロハタリ、字ビビトリ、字新道、字ツボ石（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 西陵中学校の沢川（Ⅰ－１１－０５２０） (2) 土砂災害警戒区域の表示 小樽市富岡１丁目、富岡２丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 西三号（１－４６－１１１） (2) 土砂災害警戒区域の表示 虻田郡倶知安町字扶桑、字緑、字瑞穂（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 大和公園の沢川（Ⅱ－１５－０１００） (2) 土砂災害警戒区域の表示 虻田郡倶知安町字大和、字扶桑（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 15(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 清水の沢川（Ⅱ－１５－０１１０） (2) 土砂災害警戒区域の表示 虻田郡倶知安町字大和（次の図のとおり）	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 16(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 曲淵一号沢川（Ⅱ－６１－０１６０） (2) 土砂災害警戒区域の表示 稚内市大字声問村字曲淵（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 17(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 宇流谷沢川（Ⅰ－６１－０１７０） (2) 土砂災害警戒区域の表示 稚内市大字声問村字曲淵（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 18(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 変電所地先（〈３〉－６－２１４－２１４－０００６） (2) 土砂災害警戒区域の表示 稚内市大字声問村字上声問原野（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 19(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 巖島神社の沢川（Ⅱ－６１－０１３０） (2) 土砂災害警戒区域の表示 稚内市大字宗谷村字宗谷（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 20(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 宗谷(2)（６－４９－４８３） (2) 土砂災害警戒区域の表示 稚内市大字宗谷村字宗谷（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 21(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 稚内宗谷４（Ⅰ－６－３１－２３６６） (2) 土砂災害警戒区域の表示
--	--

稚内市大字宗谷村字宗谷（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 22(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 元地（6－39－372） (2) 土砂災害警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字モチ、字チャットコマリ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 23(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 元地冷水（6－46－480） (2) 土砂災害警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字モチ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 24(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 ゴロタ浜の沢川（Ⅱ－64－0310） (2) 土砂災害警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字テフネフ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 25(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 西上泊一の沢川（Ⅰ－64－0330） (2) 土砂災害警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ニシウエントマリ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 26(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 加藤裏の沢川（Ⅱ－22－0660） (2) 土砂災害警戒区域の表示 上磯郡木古内町字大川（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 27(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 佐々木の沢川（Ⅱ－22－0680）	(2) 土砂災害警戒区域の表示 上磯郡木古内町字大川（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 28(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 川瀬の沢川（Ⅱ－22－0710） (2) 土砂災害警戒区域の表示 上磯郡木古内町字大川（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 29(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 田中裏の沢川（Ⅱ－22－0690） (2) 土砂災害警戒区域の表示 上磯郡木古内町字大川（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 30(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 錦一の沢川（Ⅲ－83－003） (2) 土砂災害警戒区域の表示 広尾郡広尾町錦通南4丁目、字広尾（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 31(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 第二小学校の沢川（Ⅲ－83－005） (2) 土砂災害警戒区域の表示 広尾郡広尾町公園通北4丁目、字広尾（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 32(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 末広の沢川（Ⅱ－04－0480） (2) 土砂災害警戒区域の表示 三笠市幌内町2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 33(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
---	--

栗丘（0－71－437）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

三笠市幾春別栗丘町、弥生双葉町、弥生町1丁目、弥生町2丁目、弥生町3丁目、弥生花園町（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

（「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第236号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年3月27日

北海道知事 鈴木直道

1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

泊泊村3（I－1－381－918）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

古宇郡泊村大字泊村（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

泊泊村5（I－1－382－919）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

古宇郡泊村大字泊村（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

泊泊村6（I－1－383－920）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

古宇郡泊村大字泊村（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

泊泊村7（I－1－384－921）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

古宇郡泊村大字泊村（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

泊泊村8（I－1－385－922）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

古宇郡泊村大字泊村（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

泊堀株村1（I－1－398－935）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

古宇郡泊村大字堀株村（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

泊堀株村4（I－1－399－936）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

古宇郡泊村大字堀株村（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 泊泊村 1 (Ⅱ－1－148－701) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古宇郡泊村大字泊村 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 泊泊村 2 (Ⅱ－1－149－702) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古宇郡泊村大字泊村 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 泊泊村 4 (Ⅱ－1－150－703) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古宇郡泊村大字泊村 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 泊泊村10 (Ⅱ－1－151－704) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古宇郡泊村大字泊村 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 泊泊村11 (Ⅱ－1－152－705)	(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古宇郡泊村大字泊村 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 泊泊村13 (Ⅱ－1－154－707) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古宇郡泊村大字泊村 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 泊泊村14 (Ⅱ－1－155－708) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古宇郡泊村大字泊村 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 泊堀株村 2 (Ⅱ－1－159－712) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古宇郡泊村大字堀株村 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 泊堀株村 3 (Ⅱ－1－160－713) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古宇郡泊村大字堀株村 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
---	---

急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 糸川（Ⅱ－14－0160） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古宇郡泊村大字泊村（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小上の沢川（Ⅱ－15－0150） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡京極町字錦（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 東花の沢川（Ⅱ－15－0170） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡京極町字東花（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 庄川橋の沢川（Ⅱ－15－0180） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡京極町字錦（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり	21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 川西の沢川（Ⅰ－15－0530） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡京極町字川西（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 三宅の沢川（Ⅱ－15－0090） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡倶知安町字出雲（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 稚内曲渕 1（Ⅰ－6－50－2385） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 稚内市大字声間村字曲渕（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 稚内曲渕 2（Ⅰ－6－51－2386） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 稚内市大字声間村字曲渕（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 稚内曲渕 3（Ⅰ－6－52－2387） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
---	--

稚内市大字声問村字曲測（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 稚内曲測 4（Ⅱ－6－27－1752） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 稚内市大字声問村字曲測（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 稚内曲測 5（Ⅱ－6－28－1753） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 稚内市大字声問村字曲測（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 稚内宗谷 1（Ⅰ－6－28－2363） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 稚内市大字宗谷村字宗谷（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 稚内宗谷 2（Ⅰ－6－29－2364） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 稚内市大字宗谷村字宗谷（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊	(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 稚内宗谷 3（Ⅰ－6－30－2365） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 稚内市大字宗谷村字宗谷（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 31(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 稚内宗谷 5（Ⅱ－6－10－1735） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 稚内市大字宗谷村字宗谷（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 32(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 稚内宗谷 6（Ⅱ－6－11－1736） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 稚内市大字宗谷村字宗谷（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 33(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 稚内宗谷 7（Ⅱ－6－12－1737） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 稚内市大字宗谷村字宗谷（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 34(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
--	---

稚内宗谷 8（Ⅱ－6－13－1738） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 稚内市大字宗谷村字宗谷（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 35(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 宗谷一の沢川（Ⅱ－61－0140） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 稚内市大字宗谷村字宗谷（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 36(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 宇遠内川（Ⅰ－64－0370） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ウエンナイ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 37(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 西上泊二の沢川（Ⅱ－64－0340） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ニシウエントマリ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 38(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文元地 1（Ⅰ－6－83－2418） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字モトチ、字チャツトコマリ（次の図のとおり）	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 39(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文元地 2（Ⅰ－6－84－2419） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字モトチ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 40(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文元地 3（Ⅰ－6－85－2420） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字モトチ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 41(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文元地 4（Ⅰ－6－86－2421） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字モトチ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 42(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文元地 5（Ⅰ－6－87－2422） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字モトチ、字シャクニン（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
---	--

次の図のとおり 43(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文元地 6 (Ⅰ－6－88－2423) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字モトチ、字シャクニン (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 44(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文元地 7 (Ⅱ－6－47－1772) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字モトチ (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 45(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文元地 8 (Ⅱ－6－48－1773) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字モトチ (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 46(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文元地 9 (Ⅱ－6－49－1774) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字モトチ (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 47(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文元地10 (Ⅲ－6－17－614)	(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字モトチ (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 48(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 メノウ浜の沢川 (Ⅱ－64－0400) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字モトチ (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 49(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 柳谷川 (Ⅰ－64－0390) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字モトチ (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 50(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 元地川 (Ⅰ－64－0380) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字モトチ、字シャクニン (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 51(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文字遠内 1 (Ⅰ－6－89－2424) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ウエンナイ (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
--	--

急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 52(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文字遠内2 (I-6-90-2425) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ウエンナイ (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 53(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文字遠内3 (I-6-91-2426) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ウエンナイ (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 54(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文字遠内4 (I-6-92-2427) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ウエンナイ (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 55(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 メシクニ川 (II-64-0360) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字メシコニ (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり	56(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 メシコナイ川 (II-64-0350) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字メシコタイ (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 57(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文西上泊1(1) (I-6-93-2428) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ニシウエントマリ (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 58(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文西上泊1(2) (II-6-50-1775) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ニシウエントマリ (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 59(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文西上泊2(1) (I-6-94-2429) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ニシウエントマリ、字ウエントマリ (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 60(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文西上泊2(2) (II-6-51-1776) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
--	--

礼文郡礼文町大字船泊村字ニシウエントマリ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 61(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文鉄府 1（Ⅰ－6－95－2430） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字テフネフ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 62(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文鉄府 2（Ⅰ－6－96－2431） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字テフネフ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 63(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文鉄府 3（Ⅰ－6－97－2432） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字テフネフ、字レフタトマリ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 64(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文鉄府 4（Ⅱ－6－52－1777） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字テフネフ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊	(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 65(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文鉄府 5（Ⅲ－6－18－615） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字テフネフ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 66(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文鉄府 6（Ⅲ－6－19－616） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字テフネフ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 67(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 山下の沢川（Ⅱ－64－0320） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字テフネフ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 68(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 開運の沢川（Ⅱ－22－0700） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 上磯郡木古内町字大川（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 69(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
---	---

板谷堀の沢川（Ⅱ－22－0670） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 上磯郡木古内町字大川（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 70(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 大平右一の沢川（Ⅲ－22－005） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 上磯郡木古内町字大平（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 71(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 太平中部の沢川（Ⅱ－22－0770） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 上磯郡木古内町字木古内、字大平（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 72(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 木古内木古内1（Ⅱ－2－140－923） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 上磯郡木古内町字大平（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 73(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 木古内大川（Ⅱ－2－149－932） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 上磯郡木古内町字大川（次の図のとおり）	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 74(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 広尾陣屋（Ⅰ－8－26－2672） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 広尾郡広尾町陣屋、字茂寄、紅葉通北1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 75(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 広尾東2条10丁目（Ⅰ－8－30－2676） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 広尾郡広尾町東1条9丁目、東2条10丁目、会所前4丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 76(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 広尾茂寄7（Ⅰ－8－34－2680） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 広尾郡広尾町字茂寄、字茂寄南三線（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 77(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 広尾フンベ1（Ⅰ－8－35－2681） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 広尾郡広尾町字フンベ、字茂寄（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
---	--

次の図のとおり 78(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 広尾フンベ2（Ⅰ－8－36－2682） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 広尾郡広尾町字フンベ、字茂寄（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 79(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 広尾美幌2（Ⅰ－8－38－2684） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 広尾郡広尾町字美幌（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 80(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 広尾音調津1（Ⅰ－8－39－2685） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 広尾郡広尾町字音調津（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 81(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 広尾ルベシベツ（Ⅰ－8－40－2686） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 広尾郡広尾町字ルベシベツ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 82(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 広尾並木通西3丁目（Ⅱ－8－40－2047）	(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 広尾郡広尾町並木通西3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 83(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 広尾茂寄9（Ⅱ－8－46－2053） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 広尾郡広尾町字茂寄（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 84(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 広尾茂寄4（Ⅱ－8－47－2054） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 広尾郡広尾町字茂寄（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 85(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 広尾フンベ3（Ⅱ－8－50－2057） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 広尾郡広尾町字チシュウス（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 86(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 広尾美幌3（Ⅱ－8－51－2058） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 広尾郡広尾町字美幌（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
--	---

急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 87(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 広尾音調津2（Ⅱ－8－52－2059） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 広尾郡広尾町字音調津、字ヲシラベツ、字ヲリコマナイ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 88(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 広尾モエケシ3（Ⅱ－8－55－2062） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 広尾郡広尾町字モエケシ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 89(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 広尾並木通東3丁目1（Ⅱ－8－88－2411） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 広尾郡広尾町会所前4丁目、会所前5丁目、並木通東2丁目、並木通東3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 90(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 広尾並木通西4丁目（Ⅲ－8－11－712） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 広尾郡広尾町並木通西4丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	次の図のとおり 91(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 広尾並木通東3丁目2（Ⅲ－8－13－714） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 広尾郡広尾町並木通東3丁目、並木通東4丁目、会所前5丁目、会所前6丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 92(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 広尾茂寄12（Ⅲ－8－17－718） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 広尾郡広尾町字茂寄（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 93(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 広尾茂寄13（Ⅲ－8－18－719） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 広尾郡広尾町字茂寄、字茂寄南三線（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 94(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 広尾茂寄14（Ⅲ－8－19－720） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 広尾郡広尾町字茂寄、字茂寄南三線（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 95(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
--	---

広尾茂寄5（Ⅲ－8－20－721） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 広尾郡広尾町紅葉通南1丁目、字茂寄（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 96(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 広尾茂寄南1（Ⅲ－8－21－722） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 広尾郡広尾町白樺通南3丁目、白樺通南4丁目、字茂寄（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 97(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 広尾茂寄南3（Ⅲ－8－23－724） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 広尾郡広尾町字茂寄南三線（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 98(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 モエケシ1の沢川（Ⅱ－83－0010） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 広尾郡広尾町字モエケシ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 99(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 丸山一の沢川（Ⅲ－83－006） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 広尾郡広尾町丸山通南8丁目、丸山通北7丁目、字広尾（次の図のとおり）	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 100(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 三笠唐松緑町2（Ⅲ－0－219－219） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 三笠市唐松緑町、弥生双葉町、幾春別栗丘町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 101(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 カリカンの沢川（Ⅱ－04－0220） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 三笠市東清住町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第237号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。 令和2年3月27日 北海道知事 鈴木直道 <table border="0"> <tr> <td>1(1) 施行者の名称</td><td>北広島市</td></tr> <tr> <td>(2) 都市計画事業の種類及び名称</td><td>札幌圏都市計画道路事業（3・3・202号北進通）</td></tr> <tr> <td>(3) 事業施行期間</td><td>令和2年3月27日から令和5年3月31日まで</td></tr> <tr> <td>(4) 事業地（収用部分）</td><td>北広島市共栄、美沢1丁目地内</td></tr> <tr> <td>2(1) 施行者の名称</td><td>北広島市</td></tr> <tr> <td>(2) 都市計画事業の種類及び名称</td><td>札幌圏都市計画道路事業（3・3・229号西裏通及び3・5・212号広島公園通）</td></tr> </table>	1(1) 施行者の名称	北広島市	(2) 都市計画事業の種類及び名称	札幌圏都市計画道路事業（3・3・202号北進通）	(3) 事業施行期間	令和2年3月27日から令和5年3月31日まで	(4) 事業地（収用部分）	北広島市共栄、美沢1丁目地内	2(1) 施行者の名称	北広島市	(2) 都市計画事業の種類及び名称	札幌圏都市計画道路事業（3・3・229号西裏通及び3・5・212号広島公園通）
1(1) 施行者の名称	北広島市												
(2) 都市計画事業の種類及び名称	札幌圏都市計画道路事業（3・3・202号北進通）												
(3) 事業施行期間	令和2年3月27日から令和5年3月31日まで												
(4) 事業地（収用部分）	北広島市共栄、美沢1丁目地内												
2(1) 施行者の名称	北広島市												
(2) 都市計画事業の種類及び名称	札幌圏都市計画道路事業（3・3・229号西裏通及び3・5・212号広島公園通）												

(3) 事業施行期間 (4) 事業地（収用の部分）	令和2年3月27日から令和5年3月31日まで 北広島市共栄地内
北海道告示第238号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。 令和2年3月27日 北海道知事 鈴木直道 1 施行者の名称 2 都市計画事業の種類及び名称 3 事業施行期間 4 事業地（収用の部分） 札幌市 札幌圏都市計画道路事業（3・3・3号北3条通、7・4・41号苗穂駅北通及び8・6・38号苗穂駅前広場連絡歩道） 平成25年9月3日から令和3年3月31日まで 変更なし	
道 病 院 事 業 管 理 規 程	
北海道病院事業条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。 令和2年3月27日 北海道病院事業管理者 鈴木信寛 北海道病院事業管理規程第1号 北海道病院事業条例施行規程の一部を改正する規程 北海道病院事業条例施行規程（平成29年北海道病院事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。 第2条第1項中「ただし、院長が保証人を立てることが困難な事情にあると認めた場合は、保証人を要しないこととすることができる。」を「ただし、北海道立北見病院において入院による診療を受けようとする者、又は院長が保証人を立てることが困難な事情にあると認めた場合は、保証人を要しないこととすることができる。」に改める。 第7条第1項の表使用料の部分べん介助料の項中「138,000円」を「138,800円」に改め、同部新生児保育料の項中「8,800円」を「9,130円」に、「8,000円」を「8,300円」に、「6,160円」を「6,380円」に、「5,600円」を「5,800円」に改める。 附 則 この規程は令和2年4月1日から施行する。 北海道道立病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。	

令和2年3月27日 北海道病院事業管理者 鈴木信寛 北海道病院事業管理規程第2号 北海道道立病院局財務規程の一部を改正する規程 北海道道立病院局財務規程（平成29年北海道病院事業管理規程第18号）の一部を次のように改正する。 第7条第1項第1号中「収入を徴収し、及び債権を管理すること（寄附金に関するものを除く。）。」を「収入を徴収し、及び債権を管理すること。」に改め、同条に次の1項を加える。 4 院長は、寄附金について企業出納員が収納の整理を完了したときは、遅滞なく部長に報告しなければならない。 第29条第2項中「法令その他に定めがある場合を除くほか、調定の日から20日以内において適宜の納入期限を定めるもの」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日」に改め、同項に次の各号を加える。 (1) 法令その他の定めにより納入期限が定められている場合 当該納入期限 (2) 前号に掲げる場合以外の場合 調定の日から20日以内において管理者等が定める日 第29条第3項中「納入期限が」を「前項第1号に掲げる場合において、納入期限が」に改める。 第208条第1項第16号中「賃金等」を「非常勤及び臨時的任用職員に伴う給与費」に改める。 第219条中「本庁課長」の次に「及び院長」を加える。 第234条第2項中「帳簿には、事務の引継ぎの日において最終記帳の次に合計高及び当該当事務の引継ぎの日を記載し、かつ」を「引継書に事務の引継ぎの日を記載し」に改める。 第238条中「地方自治法第243条の2」の次に「の2」を加える。 別記第1（第16条関係） 勘定科目表中 <table><tr><td data-bbox="1193 1120 1400 1479">「 給与費</td><td data-bbox="1400 1120 1607 1479">給料 手当 賞与引当金繰入額 賃金 報酬 法定福利費</td><td data-bbox="1607 1120 1901 1479">常勤及び非常勤の職員に伴う給与費 常勤の職員に伴う給料 常勤の職員に伴う諸手当 賞与引当金として計上するための繰入額 臨時職員に伴う賃金 非常勤職員に伴う報酬 社会保険、共済組合等の法定経費で事業主負担額及び常勤職員の公務災害補償基</td><td data-bbox="1901 1120 2126 1479">を</td></tr></table>				「 給与費	給料 手当 賞与引当金繰入額 賃金 報酬 法定福利費	常勤及び非常勤の職員に伴う給与費 常勤の職員に伴う給料 常勤の職員に伴う諸手当 賞与引当金として計上するための繰入額 臨時職員に伴う賃金 非常勤職員に伴う報酬 社会保険、共済組合等の法定経費で事業主負担額及び常勤職員の公務災害補償基	を
「 給与費	給料 手当 賞与引当金繰入額 賃金 報酬 法定福利費	常勤及び非常勤の職員に伴う給与費 常勤の職員に伴う給料 常勤の職員に伴う諸手当 賞与引当金として計上するための繰入額 臨時職員に伴う賃金 非常勤職員に伴う報酬 社会保険、共済組合等の法定経費で事業主負担額及び常勤職員の公務災害補償基	を				

令和2年（2020年）3月27日（金曜日）

北 海 道 公 報

第91号 103

	賞与分法定福利費 引当金繰入額 災害補償費	金負担金 賞与分法定福利費引当金として計上するための繰入額 非常勤職員の公務災害に伴う災害補償費			引当金繰入額 災害補償費	して計上するための繰入額 非常勤職員の公務災害に伴う災害補償費	
給与費	給料 手当 賞与引当金繰入額 報酬 法定福利費 賞与分法定福利費 引当金繰入額 災害補償費	常勤、非常勤及び臨時的任用の職員に伴う給与費 常勤、非常勤及び臨時的任用の職員に伴う給料 常勤、非常勤及び臨時的任用の職員に伴う諸手当 賞与引当金として計上するための繰入額 非常勤職員に伴う報酬 社会保険、共済組合等の法定経費で事業主負担額並びに常勤、非常勤及び臨時的任用職員の公務災害補償基金負担金 賞与分法定福利費引当金として計上するための繰入額 非常勤及び臨時的任用職員の公務災害に伴う災害補償費	に改め、	医療型障害児入所施設費	給料 手当 賞与引当金繰入額 報酬 法定福利費 賞与分法定福利費 引当金繰入額 災害補償費	障害児入所支援等に要する費用 常勤、非常勤及び臨時的任用の職員に伴う給料 常勤、非常勤及び臨時的任用の職員に伴う諸手当 賞与引当金として計上するための繰入額 非常勤職員に伴う報酬 社会保険、共済組合等の法定経費で事業主負担額並びに常勤、非常勤及び臨時的任用職員の公務災害補償基金負担金 賞与分法定福利費引当金として計上するための繰入額 非常勤及び臨時的任用職員の公務災害に伴う災害補償費	に改める。
医療型障害児入所施設費	給料 手当 賞与引当金繰入額 賃金 報酬 法定福利費 賞与分法定福利費	障害児入所支援等に要する費用 常勤の職員に伴う給料 常勤の職員に伴う諸手当 賞与引当金として計上するための繰入額 臨時職員に伴う賃金 非常勤職員に伴う報酬 社会保険、共済組合等の法定経費で事業主負担額及び常勤職員の公務災害補償基金負担金 賞与分法定福利費引当金と	を	別記第5（第221条関係）	予算科目表中		
	賞与引当金繰入額 賃金		を	賞与引当金繰入額		に改める。	
附 則							
この規程は、令和2年4月1日から施行する。							
道 教 育 庁 教 育 局 告 示							
北海道教育庁空知教育局告示第33号							
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。							
令和2年3月27日							
北海道教育庁空知教育局長 竹 林 亨							

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ等の賃貸借 一式（1月当たりの単価） 42台分
- 2 落札を決定した日
令和2年2月28日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社JECC
(2) 住 所 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 4 落札金額
263,252円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和2年1月7日付け北海道教育庁空知教育局告示第1号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目

北海道教育庁日高教育局告示第17号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年3月27日

北海道教育庁日高教育局長 波 岸 克 泰

- 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量
(1) A重油（浦河町地区）（1リットル当たりの単価） 48,000リットル
(2) A重油（新ひだか町地区）（1リットル当たりの単価） 83,100リットル
(3) A重油（日高町地区）（1リットル当たりの単価） 31,400リットル
(4) A重油（平取町地区）（1リットル当たりの単価） 154,800リットル
- 2 落札を決定した日
令和2年3月9日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 1の(1)、(3)及び(4)
ア 氏 名 株式会社伊藤商会
イ 住 所 新冠郡新冠町字中央町5番地の28
(2) 1の(2)
ア 氏 名 室蘭石油株式会社
イ 住 所 室蘭市中央町4丁目2番2号

- 4 落札金額
(1) 66円40銭
(2) 63円00銭
(3) 64円40銭
(4) 62円30銭
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和2年1月28日付け北海道教育庁日高教育局告示第1号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 浦河郡浦河町栄丘東通56号

北海道教育庁渡島教育局告示第41号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和2年3月27日

北海道教育庁渡島教育局長 五十嵐 晋

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び調達予定数量
北海道函館養護学校通学用バス借上運行単価契約
(1) Aコース（1日3便）（1日当たりの単価） 37日
(2) Aコース（1日2便）（1日当たりの単価） 170日
(3) Bコース（1日3便）（1日当たりの単価） 117日
(4) Bコース（1日2便）（1日当たりの単価） 90日
- 2 随意契約の相手方を決定した日
令和2年3月3日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 函館バス株式会社
(2) 住 所 函館市高盛町10番1号
- 4 随意契約に係る契約金額
(1) 1の(1) 71,313円
(2) 1の(2) 56,540円
(3) 1の(3) 69,861円
(4) 1の(4) 55,077円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約

6 随意契約によった理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道教育庁渡島教育局告示第42号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和2年3月27日

北海道教育庁渡島教育局長 五十嵐 晋

1 随意契約に係る特定役務の名称及び調達予定数量

北海道七飯養護学校通学用バス借上運行単価契約

- | | |
|-----------------------------|------|
| (1) 5号線コース（1日3便）（1日当たりの単価） | 107日 |
| (2) 5号線コース（1日2便）（1日当たりの単価） | 100日 |
| (3) 産業道路コース（1日2便）（1日当たりの単価） | 207日 |
| (4) 五稜郭コース（1日3便）（1日当たりの単価） | 107日 |
| (5) 五稜郭コース（1日2便）（1日当たりの単価） | 100日 |
| (6) 北斗市コース（1日3便）（1日当たりの単価） | 107日 |
| (7) 北斗市コース（1日2便）（1日当たりの単価） | 100日 |

2 随意契約の相手方を決定した日

令和2年3月3日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏 名 有限会社大沼交通
(2) 住 所 亀田郡七飯町字大沼町278番地の6

4 随意契約に係る契約金額

- | | |
|-----------|---------|
| (1) 1の(1) | 85,360円 |
| (2) 1の(2) | 71,500円 |
| (3) 1の(3) | 74,250円 |
| (4) 1の(4) | 94,050円 |
| (5) 1の(5) | 77,220円 |
| (6) 1の(6) | 82,720円 |
| (7) 1の(7) | 67,650円 |

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道教育庁上川教育局告示第37号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年3月27日

北海道教育庁上川教育局長 河 野 秀 平

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 落札に係る物品等の名称 複写機及びその附属品の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープルの針を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）
(2) 調達台数及び調達予定枚数 13台及び1月1台当たり 9,578枚

2 落札を決定した日

令和2年3月5日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 株式会社栄進堂
(2) 住 所 留萌市栄町2丁目5番28号

4 落札金額

- (1) 1月1台当たりの基本料金 3,500円
(2) 1枚当たりの単価 1円00銭

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和2年1月24日付け北海道教育庁上川教育局告示第1号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

北海道教育庁上川教育局告示第38号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年3月27日

北海道教育庁上川教育局長 河 野 秀 平

1 落札に係る物品等の名称及び数量

上川管内道立学校で使用する電力 (1) 基本料金（契約電力 1 kW 当たりの単価） 2,112kW (2) 電力量料金（使用電力量 1 kWh 当たりの単価） 5,151,851kWh 2 落札を決定した日 令和 2 年 1 月 28 日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社エネット (2) 住 所 東京都港区芝公園 2 丁目 6 番 3 号 4 落札金額 (1) 647円00銭 (2) 18円46銭 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和元年12月17日付け北海道教育庁上川教育局告示第28号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 旭川市永山 6 条 19 丁目 1 番 1 号	(2) 住 所 北海道拓殖バス株式会社 4 随意契約に係る契約金額 (1) 1 の(1) 55,300円 (2) 1 の(2) 45,360円 (3) 1 の(3) 56,250円 (4) 1 の(4) 46,320円 (5) 1 の(5) 55,030円 (6) 1 の(6) 45,100円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 2 第 1 項第 8 号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 帯広市東 3 条南 3 丁目 1 番地
北海道教育庁十勝教育局告示第21号 次のとおり随意契約により契約の相手方を決定した。 令和 2 年 3 月 27 日 北海道教育庁十勝教育局長 大 橋 則 之 1 随意契約に係る特定役務の名称及び調達予定数量 北海道帯広養護学校スクールバスの賃貸借 (1) A バス 1 日 3 便（1 日当たりの単価） 109日 (2) A バス 1 日 2 便（1 日当たりの単価） 99日 (3) B バス 1 日 3 便（1 日当たりの単価） 109日 (4) B バス 1 日 2 便（1 日当たりの単価） 99日 (5) C バス 1 日 3 便（1 日当たりの単価） 109日 (6) C バス 1 日 2 便（1 日当たりの単価） 99日 2 随意契約の相手方を決定した日 令和 2 年 3 月 13 日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 河東郡音更町字然別北 5 線西 37 番地	道 公 安 委 員 会 告 示 北海道公安委員会告示第40号 北海道公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和 2 年 3 月 27 日 北海道公安委員会委員長 小 林 ヒサヨ 北海道公安委員会公印規程の一部を改正する規程 北海道公安委員会公印規程（昭和54年北海道公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。 別表専用公印の部北海道公安委員会印の項 2 の事項中「許可、確認及び」を「許可年月日欄、確認欄、」に、「条件欄」を「許可の条件欄」に改め、「押印」の次に「並びに同許可証とこれに貼付する許可事項を記載した用紙との間の契印」を加え、同部北海道公安委員会小 印の項中 「 1 質屋許可証、古物商許可証、古物市場主許可証の異動事項欄の押印 を 「 1 質屋許可証、古物商許可証及び古物市場主許可証の異動事項欄及び記載事項の書換え部分の抹消の押印 に改 める。 附 則 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

道 方 面 公 安 委 員 会 告 示

北海道函館方面公安委員会告示第2号

北海道函館方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月27日

北海道函館方面公安委員会委員長 橋 本 友 幸

北海道函館方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程

北海道函館方面公安委員会公印規程（昭和54年北海道函館方面公安委員会告示第26号）の一部を次のように改正する。

別表専用公印の部北海道函館方面公安委員会小印の項中

「 1 質屋許可証、古物商許可証、古物市場主許可証の異動事項欄の押印 」	を	「 1 質屋許可証、古物商許可証及び古物市場主許可証の異動事項欄及び記載事項の書換え部分の抹消の押印 」	に改める。
--------------------------------------	---	--	-------

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

北海道旭川方面公安委員会告示第17号

北海道旭川方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月27日

北海道旭川方面公安委員会委員長 増 田 雅 俊

北海道旭川方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程

北海道旭川方面公安委員会公印規程（昭和54年北海道旭川方面公安委員会告示第28号）の一部を次のように改正する。

別表専用公印の部北海道旭川方面公安委員会小印の項中

「 1 質屋許可証、古物商許可証及び古物市場主許可証の異動事項欄の押印 」	を	「 1 質屋許可証、古物商許可証及び古物市場主許可証の異動事項欄及び記載事項の書換え部分の抹消の押印 」	に改める。
---------------------------------------	---	--	-------

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

北海道釧路方面公安委員会告示第20号

北海道釧路方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月27日

北海道釧路方面公安委員会委員長 細 川 吉 博

北海道釧路方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程

北海道釧路方面公安委員会公印規程（昭和54年北海道釧路方面公安委員会告示第18号）の一部を次のように改正する。

別表専用公印の部北海道釧路方面公安委員会小印の項中

「 1 質屋許可証、古物商許可証及び古物市場主許可証の異動事項欄の押印 」	を	「 1 質屋許可証、古物商許可証及び古物市場主許可証の異動事項欄及び記載事項の書換え部分の抹消の押印 」	に改める。
---------------------------------------	---	--	-------

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

北海道北見方面公安委員会告示第10号

北海道北見方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月27日

北海道北見方面公安委員会委員長 井 山 等

北海道北見方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程

北海道北見方面公安委員会公印規程（昭和54年北海道北見方面公安委員会告示第18号）の一部を次のように改正する。

別表専用公印の部北海道北見方面公安委員会小印の項中

「 1 質屋許可証、古物商許可証及び古物市場主許可証の異動事項欄の押印 」	を	「 1 質屋許可証、古物商許可証及び古物市場主許可証の異動事項欄及び記載事項の書換え部分の抹消の押印 」	に改める。
---------------------------------------	---	--	-------

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第161号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年3月27日

北海道警察本部長 山 岸 直 人

- 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量
 - (1) 自動車ガソリン J I S 1 号 (1 リットル当たりの単価) 131,000 リットル
 - (2) 自動車ガソリン J I S 2 号 (1 リットル当たりの単価) 784,000 リットル
 - (3) 軽油 J I S 各号 (1 リットル当たりの単価) 95,000 リットル
 - (4) ガソリンエンジン用オイル S M 級以上のマルチグレードタイプ (1 リットル当たりの単価) 3,700 リットル
 - (5) ディーゼルエンジン用オイル C F 級以上のマルチグレードタイプ (1 リットル当たりの単価) 1,000 リットル
- 2 落札者を決定した日
令和 2 年 3 月 13 日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 北日本石油株式会社
 - (2) 住 所 東京都中央区日本橋蛸殻町 1 丁目 28 - 5
- 4 落札金額
 - (1) 1 の(1) 151 円
 - (2) 1 の(1) 139 円
 - (3) 1 の(1) 122 円
 - (4) 1 の(1) 1,300 円
 - (5) 1 の(1) 1,100 円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和 2 年 1 月 31 日付け北海道警察本部告示第 43 号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道警察本部総務部装備課
 - (2) 所在地 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目